

福岡県立新宮高等学校校則

令和5年12月19日

本校生徒は常に生徒手帳を携行し、本校生徒としての自覚と誇りをもち責任ある行動をとるように心がけること。18歳成人であっても高校生は保護者等の指導・監督下にあるため学校の規則を遵守すること。

校外生活

(1) 風 紀

- (イ) 理由の如何を問わず暴力脅迫行為、飲酒・喫煙、SNSの不適切利用等、社会で許されない行為は絶対にしないこと。
- (ロ) 福岡県青少年健全育成条例に違反する行為はしないこと。
- (ハ) (イ)(ロ)の行為があった場合は、特別指導措置を行う。

(2) 外 出

外出の際は行き先、用件、帰宅時間を保護者等に告げ許可のない外泊はしないこと。(午後11時以降の深夜外出は禁止)

(3) 通 学

- (イ) 通学の際は、交通ルールやマナーを守るなど、積極的に公德心を発揮すること。
- (ロ) 定刻に遅れぬよう時間に余裕をもって登校すること。また、下校時は決められた時間を守り、なるべく一人にならないように下校すること。
- (ハ) 自転車通学は許可制である。所定の手続きをし、許可証(ステッカー)を自転車につけルールを守り登下校すること。ヘルメット着用が努力義務となっているため、積極的にヘルメットを着用すること。

(4) 校外活動

校外での各種団体の活動に参加しようとする者で、学校名で活動する場合は予め担任の先生に届け出て生徒指導課の先生から対応の指導を受けること。

服装規定

(1) 制 服

制服は学校指定のものとする。登下校時の服装は制服とし、部活動の対外試合等の場合は部活動顧問の指示に従うこと。

本校指定の制服は以下の通りとする。

【第1制服】

冬：学ラン(黒)、長ズボン(黒) 夏：上着 半袖開襟シャツ(白)、長ズボン(チャコールグレー)

【第2制服】

冬：セーラー服（濃紺）、ジャンパースカート（濃紺）、リボン（えんじ色）

夏：セーラー服（白）、スカート（濃紺）、リボン（えんじ色）

※スカートの長さは、膝が隠れる程度（膝下3～5cm）とする。

【第3制服】

冬：ブレザー（濃紺）、カッターシャツ（白）、ネクタイ（えんじ色）、スラックス（チャコールグレー）

夏：半袖カッターシャツ（白）、スラックス（チャコールグレー）

(2) 土日、祝日の部活動の際は、部活動の部でそろえた練習着での登下校を許可する。ただし、長期休業中の平日の登下校は、制服を着用すること。

(3) 制服の着用期間

冬服、夏服、中間服とも、着用期間は特に定めず、気候状況や学校行事等によりその都度指示する。

(4) 通学靴・上履き・ソックス等

(イ) 通学用靴は華美でない運動靴、黒、茶のローファーとする。

(ロ) 上履きは、所定のスリッパを使用する。

(ハ) ソックスは両くるぶしが完全に隠れる長さで色は黒、紺、白とする。

(ニ) ベルトは白、黒、茶、紺を基調としたもので華美でないものとする。

(5) 体育時の服装・シューズ等は学校指定のものを使用する。

(6) 防寒着

(イ) マフラー、ネックウォーマー、手袋、コートなどのアウターは、華美でないこと。

(ロ) 着用は原則11月～3月とする。

(ハ) 授業中、寒い場合は、華美でないデザインの膝掛を使用できる。試験での使用は禁止とする。

※アウターは冬の制服の上から着用すること。登校して教室に入室する際、防寒着は脱ぐこと。

(7) カバン

学校指定のカバンを使用し、入りきらないものは華美でないバッグに入れること。

(8) 頭 髪

(イ) 清潔感ある頭髪を心がけること。

(ロ) 前髪が目にかからないこと

(ハ) 両肩を結ぶ線より長い髪は黒、紺、茶のゴムで結ぶこと

(9) その他

- (イ) 校章・学年章・名札は所定の位置に着用する。
- (ロ) 夏服の上着の下に着るシャツは華美でないものとする。

校内生活

(1) 礼儀

- (イ) お互いに相手の人格を敬い、挨拶すること。
- (ロ) 来客に対しては、会釈・挨拶をし、親切丁寧に応対すること。

(2) 所持品、紛失物、拾得物

- (イ) 学校には必要以上の現金やキャッシュカード等の貴重品を持って来ないこと。
- (ロ) 学用品以外の物品は携行しないこと。
- (ハ) 教科書、その他の所持品には記名をすること。
- (ニ) 物品を紛失又は拾得した時は直ちに関係の先生に届け出ること。

(3) 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末

- (イ) 携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みを希望する者は誓約書を提出すること。
- (ロ) 誓約書を提出した者は、校内では電源を切りカバンまたはロッカーで管理すること。
- (ハ) 授業等でスマートフォンを使用する場合は、担当の先生の指示に従うこと。
- (ニ) 自転車運転中や歩行中のスマートフォン使用は、自他の安全確保のため使用しないこと。
- (ホ) ウェアラブル端末（スマートウォッチなど）は通信で文字が表示されるため持ち込み禁止とする。
- (ヘ) 違反した場合は、違反の内容に応じた指導を行う。指導に従い改善を図ること。

(4) 登校、下校

- (イ) 登校時間は夏季・冬季とも7時00分以降を原則とする。下校の際は、教室の戸締り消灯を確実に
行うこと。下校時刻は次のように定める。
夏季（3月～10月） 完全下校時刻 19時30分
冬季（11月～2月） 完全下校時刻 19時00分
定期考査中の完全下校時刻 17時00分
- (ロ) 登校後、下校までは校外に出てはならない。やむを得ず早退又は外出する際は事前に学級担任（又は
代わりの先生）に本人が必ず申し出て、許可を得ること。
- (ハ) 登下校の際、事故があった時は直ちに学校と警察に連絡すること。

(5) 学校施設、設備

- (イ) 学校の施設、設備、備品等は大切に使用し、万一破損した場合は担任又は係の先生に届け出ること。
- (ロ) 学校の施設、設備を使用するときは予め係の先生の承認を得て使用し、使用後は必ず報告すること。

(6) 校内の掲示、出版

(イ) 掲示は責任者が学校の許可を得て、所定の場所に掲示すること。

(ロ) 校内での出版、配布、放送、募金等は事前に係の先生の指導を受け、学校の許可を得て行うこと。

(7) 校内美化

公共物を大切に、清潔で明るい環境をつくるため校内美化を全員が行い、日々の清掃活動で心を磨くこと。

(8) 学習

(イ) 教室では規律を重んじ真剣に学習に取り組むと共に、主体的活動を通して、能率的学習活動に努めること。

(ロ) 学習活動を通して体得した自主、創造の精神を学校生活に反映させ、その向上に努めること。

(9) 諸届・許可願い

諸届・許可願いは保護者等から担任や各分掌へ速やかに届け出ること。

(イ) 届出について

① 住所変更届（所定の様式）

② 考査不受験届、感染症等に係る出席停止届、忌引届（所定の様式）

※事前に上記の手続きができない時は口頭（電話）による担任への届出後、前述の手続きを行うこと。診断書等の提出が必要な場合は別途指示をする。

③ 学校の施設設備の破損、紛失届（所定の様式）

(ロ) 許可願いについて（別紙様式）

①外出許可証、②異装許可願、③自転車通学許可、④JR割引証交付願、⑤携帯電話持込誓約書 その他、必要に応じて担任に相談すること
--

その他

(1) アルバイト

アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭事情の急変や特別の理由がある場合は保護者等から願い出て学校の許可を受けること。継続的な経済難で、アルバイト許可が必要な場合は、事前に奨学金の手続等を行っておくこと。無許可でのアルバイトは厳重な指導を行う。

(2) 普通車・バイク等の免許取得に関する規定

(イ) 普通車、自動二輪車、原付自転車の免許取得は禁止する。ただし、やむを得ない事情で免許取得が必要な場合は所定の手続きを行い、許可を得ること。

(ロ) 無許可での取得は厳重な指導を行う。